

第七十二回帝國議會
衆議院

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ
爲公債發行ニ關スル法律案外四件
委員會會議錄(速記)第一回

委員會成立

本委員ハ昭和十二年九月五日(日曜日)議長
ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

川崎 克君	清水留三郎君
松田喜三郎君	松田 正一君
前田房之助君	中島彌團次君
作田高太郎君	堀内 良平君
澤田 利吉君	宇賀 四郎君
福田 悌夫君	愛野時一郎君
津倉 龜作君	北 吟吉君
小笠原三九郎君	森田 福市君
岩瀬 亮君	田邊 七六君
大内竹之助君	横川 重次君
工藤十三雄君	武田德三郎君
丹下茂十郎君	山本 芳治君
田中 好君	大本貞太郎君
井上 知治君	豐田 收君
笠井 重治君	小池 四郎君
赤城 宗德君	河上丈太郎君
河野 密君	須永 好君

中原 謹司君 馬場 元治君

同日午後六時二十九分委員長理事互選ノ爲
委員參集ス
其ノ氏名左ノ如シ

川崎 克君	清水留三郎君
松田喜三郎君	松田 正一君
前田房之助君	中島彌團次君
作田高太郎君	堀内 良平君
澤田 利吉君	宇賀 四郎君
福田 悌夫君	愛野時一郎君
津倉 龜作君	北 吟吉君
小笠原三九郎君	森田 福市君
岩瀬 亮君	田邊 七六君
大内竹之助君	横川 重次君
工藤十三雄君	武田德三郎君
丹下茂十郎君	山本 芳治君
田中 好君	大本貞太郎君
井上 知治君	豐田 收君
笠井 重治君	小池 四郎君
赤城 宗德君	河上丈太郎君

河野 密君 須永 好君
中原 謹司君 馬場 元治君

〔年長者堀内良平君投票管理者ト爲ル〕

○堀内投票管理者 先例ニ依リマシテ、私

ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリマス、

是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○小笠原委員 投票ヲ用ヒズ、川崎克君ヲ

委員長ニ推薦致シタイト思ヒマス

○堀内投票管理者 小笠原君ノ御意見ニ御

異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○堀内投票管理者 御異議ナイト認メマ

ス、仍テ川崎克君ハ委員長ニ御當選ニナリ

マシタ(拍手)

〔川崎克君委員長席ニ著ク〕

○川崎委員長 御推薦ニ依リマシテ此席ヲ

汚シマスコトヲ御許ヲ願ヒマス——引續キ

マシテ理事ノ互選ヲ行ヒタイト思ヒマス

○小笠原委員 理事ハ其數ヲ六名トシ、委

員長ニ於テ御指名アランコトヲ望ミマス

○川崎委員長 只今小笠原君カラ御發議ガ

アリマシテ、理事ノ數ヲ六名トシテ、委員

長ニ於テ指名スルト云フコトデアリマス

ガ、御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○川崎委員長 御異議ナキモノト認メマ

ス、ソレデハ私カラ指名ヲ致シマス

清水留三郎君 松田喜三郎君

松田 正一君 小笠原三九郎君

森田 福市君 岩瀬 亮君

此六名ノ方ニ御願ヲ致シマス(拍手)

會 議

昭和十二年九月五日(日曜日)午後六時三十

二分開議

出席委員次ノ如シ

委員長 川崎 克君

理事清水留三郎君 理事松田喜三郎君

理事松田 正一君 理事小笠原三九郎君

理事森田 福市君 理事岩瀬 亮君

前田房之助君 中島彌團次君

作田高太郎君 堀内 良平君

澤田 利吉君 宇賀 四郎君

福田 悌夫君 愛野時一郎君

津倉 龜作君 北 吟吉君

田邊 七六君 大内竹之助君

横川 重次君 工藤十三雄君

武田德三郎君 丹下茂十郎君

山本 芳治君 田中 好君

大本貞太郎君 井上 知治君

豐田 收君 笠井 重治君

小池 四郎君 赤城 宗徳君

河上丈太郎君 河野 密君

須永 好君 中原 謹司君

馬場 元治君

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏參與官 中村三之丞君

大藏省主計局長 谷口 恒二君

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏省理財局長 關原 忠三君

大藏省爲替局長 上山 英三君

預金部資金局長 廣瀬 豊作君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公

債發行ニ關スル法律案(政府提出)

臨時軍事費特別會計法案(政府提出)

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案(政府提出)

臨時資金調整法案(政府提出)

外國爲替管理法中改正法律案(政府提出)

○川崎委員長 ソレデハ會議ヲ開キマス、議案ニ對シマスル大藏大臣ノ説明ヲ承リマス

○賀屋國務大臣 本委員會ニ付託セラレマシタ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案、臨時軍事費特別會計法案、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案、臨時資金調整法案及ビ外國爲替管理法中改正法律案ニ付テ説明申上ゲマス

先ヅ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ニ付キ御説明致シマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ付キマシテハ、第七十一回帝國議會ノ御協賛ヲ經マシテ、其財源ニ充ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマスルガ、其後事態ハ益々擴大發展致シマシテ、之ニ關スル經費モ亦多額トナルニ至ツタノ

デアリマス、就中陸海軍省所管ニ於テ必要ナル臨時軍事費ニ付キマシテハ、後ニ述ベマスルガ如ク、特別ノ會計ヲ設ケテ整理スルコトト致シ、其財源ハ之ヲ公債ニ求ムルコトニ計畫致シマシタノデ、本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス

次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付キ御説明申上ゲマス、前ニ申述べマシタ如ク、日支間ノ事變ノ擴大ニ伴ヒ之ニ關スル經費ハ多額ノ増加ヲ必要トスルニ至ツタノデアリマスルガ、就中軍事行動ノ爲メ必要ナル臨時軍事費ノ會計ハ、其性質上之ヲ一般ノ會計ト區分シ、事件ノ終局ニ至ル迄ヲ一會計年度トシテ特別會計ヲ設置シ、曩ニ御協賛ヲ經テ居リマスル一般會計ニ屬スル陸海軍省所管ノ北支事件費、及ビ大藏省所管ノ北支事件第一豫備金並ニ其財源ニ充ツベキ歳入ヲ本會計ニ移シテ整理スルノヲ適當ト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス

次ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案ニ付キ説明申上ゲマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シマシテハ、租稅ノ減免及ビ徵收猶豫等ヲ行フコトガ適當デアルト認ムルノデアリマスルガ、現行法規

ヲ適用スルノミデハ尙ホ十分デアリマセヌノデ、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納メル昭和十二年以降ノ分ノ第三種所得稅、營業收益稅及ビ田畑ノ地租ニ付キ輕減又ハ免除シ得ルノ途ヲ開クト共ニ、租稅ノ徵收ノ猶豫ヲ爲シ得ルノ外、是等ノモノニ對スル昭和十三年以降ノ分ノ所得又ハ營業純益ノ決定ニ付キ特例ヲ設ケ、茲ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免及ビ徵收猶豫等ノ途ヲ開カントスル次第デアリマス

次ニ臨時資金調整法案ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス、本法案ノ趣旨ハ要スルニ今回ノ支那事變ニ關聯致シマシテ、物資及ビ資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲メ、事業資金ノ使用ヲ調整シ、又是ガ供給ノ途ヲ開クト共ニ、國民ノ貯蓄ヲ獎勵スル方法ヲ講ジ、又資金調整上資料ノ精確ヲ期スル爲メ、政府ニ於テ金融上ノ調査及ビ檢査ヲ爲シ得ル權限ヲ得ントスルモノデアリマス、度々申シマスル通り、此際ト致シマシテハ資料及ビ資金ノ使用ニ付テハ國家全般ノ目的遂行ノ見地ヨリ無駄ヲ省キ、最高ノ能率ヲ發揮セシムルヤウニ致サナケレバナライノデアリマシテ、其方法ト致シマシテハ新規ノ固定投資ニ適當ナ

ル調整ヲ加へ、資材及ビ資金ガ國防其他時局ニ緊切ナル方面ニ向ヒ、他ノ方面ニ向ハザルヤウニ致スノガ適當ト存ジマス、此事ハ兼ネテ今後増發セラルベキ公債ノ消化ニ付テモ有效ナコトデアルト考ヘルノデアリマス、即チ金融機關及ビ證券業者ニ對シテハ、一定額以上ノ固定設備ニ使用セラル、資金ノ貸付ヲ爲シ、又ハ社債其他ノ應募引受ヲ爲サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受ケシムルコトトシ、又一定額以上ノ資本ノ會社ヲ設立シ、又ハ會社ガ増資未拂込株金ノ徵收、合併、目的變更等ヲ爲スニ付テハ、原則トシテ政府ノ認可ヲ受ケシムルコトト致シタノデアリマス、尤モ金融機關等ガ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スニ付キマシテ、政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リマシテ其方針通り自治的ニ調整ヲ致シマスル場合ニ於キマシテハ、之ニ對シ一々許可ヲ受ケシムル必要ガナイト認メマスルノデ、斯ノ如キ場合ニハ許可ヲ要シナイコトニ致シマシタ、而シテ實際ニ於テハ此自主的調整ニ依リ本法ノ趣旨ガ實行セラル、コトヲ期待致シテ居ルノデアリマス、茲ニ特ニ申上ゲテ置キタイノハ、本法ニ依ル資金調整ハ固定ノ事業設備ニ要スル資金ヲ目的トスルモノデアリマシテ、事業ノ運轉資金、其他短

期ノ流通資金ニ付テハ何等是ト關係ノナイコトデアリマス、尙ホ是等ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要スル場合、其許可又ハ認可ニ關スル事務ハ、金融界ノ實務ニ習熟セル日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトト致シタノデアリマス

次ニ必要ナル事業資金ノ供給ニ付キマシテハ、一般ノ金融機關ノ機能發揮ニ俟ツノ外、此際特ニ日本興業銀行ノ興業債券發行限度ヲ五億圓ダケ擴張致シ、此分ニ付キマシテハ政府ガ元利支拂ヲ保證スルコトト致シ、又資金特別會計所屬ノ資金ヲ興業債券ニ運用スル途ヲ開キマスルト共ニ、一面時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ、政府ノ許可ヲ受ケマスル時ハ株式金額拂込前資本ヲ増加シ、又ハ拂込株金額ノ二倍マデ社債ヲ募集シ得ルコトト致シ、現在國家的ニ必要ナル事業ノ資金調達ヲ容易ナラシムルコトト致シタノデアリマス、尙ホ資金ノ調整ヲ行フニ付キマシテハ、各種事業ノ種別ニ依リ、資金ヲ廻スベキ事業ト然ラザルモノトノ區別ノ標準ヲ定メマスルコトガ基礎トナルモノデアリマスルカラ、政府ハ是ガ決定其他本法ニ關スル重要ナル事項ヲ調査、審議セシムル爲メ、關係官廳官吏ノ外、産業界、金融界ノ權威者、其他ノ學識、經驗ア

ル者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設置致シマシテ、本法運用ノ大綱ノ決定ニ付キ遺漏ナキヲ期スルト共ニ、個々ノ許可又ハ認可ニ關スル處分ニ付テモ、事案ノ重要ナルモノハ別ニ設クル委員會ニ付議スルコトニ致シテ居リマス

次ニ今回ノ事變費中ニハ、勞銀其他トシテ國內ニ散布セラル、金額モ相當巨額ニ達スルモノト認メラレルノデアリマス、隨テ一般國民ノ間ニ於キマシテ、收入ノ急激ニ増加スル者モ少カラザルコトト認メラレマシルガ、是等勞銀收入等ノ急激ニ増加シタ方面ハ、必シモ平生貯蓄ノ習慣ガ行渡ッテ居ラナイ所モアルト考ヘラレマスノデ、此際此方面ノ濫費ヲ防ギ、貯蓄ヲ獎勵スルノ要ガアリ、兼ネテ是等零細資金ヲ適當ニ吸收スルコトガ金融上其他ノ見地ヨリ適當ト認メマシテ、明治三十七八年戰役及ビ關東大震災ノ際ノ例ニ倣ヒ、貯蓄債券ヲ發行スルコトト致シタノデアリマス、本案ニ依ッテ發行致シマス所ノ貯蓄債券ハ、其收入金二億圓ヲ以テ限リトシ、日本勸業銀行ヲシテ發行セシムルコトト致シテ居リマス、尙ホ發行方法ニ付キマシテハ、券面金額ハ二十圓以下、償還期限ハ三十五年以内トシ、償還ノ際ニハ賣出價格ノ

百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得ルモノト致シマシタガ、更ニ割増金ハ國債證券ヲ以テ交付シ得ルコトト致シ、一層貯蓄ノ趣旨ノ徹底ヲ期シタ次第デアリマス、又本債券發行ニ依ル收入金ハ之ヲ大藏省預金部ニ納入セシメ、主トシテ國債ノ消化ニ資スル計畫デアリマスガ、尙ホ必要ニ應ジ産業資金其他ニモ運用スル見込デアリマス、茲ニ特ニ申添ヘテ置キタイコトハ、政府ト致シマシテハ發行豫定額マデ是非トモ發行シナケレバナラナイト云フ考ヲ持ッテ居ラナイコトデアリマス、其實行ニ當テハ金融界ノ情勢其他ヲ考慮シ、其場合ノ實情ニ適スルヤウ適當ナル限度ニ止ムル豫定デアリマス

最後ニ政府ハ資金ノ調整ヲ爲スニ付テハ基礎トナルベキ資料ノ精確ヲ期スルヲ肝要ト認メマスルノデ、必要ニ應ジ資金ノ需給及ビ移動、有價證券、國際收支又ハ事業ノ資金計畫等ニ關シ報告ヲ徴シ得ルノ權限ヲ取得シ置クヲ適當ト認メ、之ニ關スル規定ヲ本法中ニ設ケタ次第デアリマス

最後ニ外國爲替管理法中改正法律案ニ付キ説明致シマス、爲替管理ノ有效適切ナル運用ハ、現在ノ如キ情勢下ニ於キマシテハ邦貨ノ爲替相場維持ノ爲メ其必要ヲ痛感ス

ルモノデアリマスルガ、最近ノ事態ノ推移ニ顧ミマスルニ、現行外國爲替管理法ノ既存ノ權限ノミヲ以テシテハ、爲替管理ノ完全ヲ期待スルコトガ、聊カ困難ニナツテ來タノデアリマス、即チ同法ニ於テハ、在外財産中外國通貨、外國爲替、外貨證券、外貨債權以外ノモノ竝ニ外國居住者ニ對スル邦貨債權等ノ取得處分ハ取締ノ範圍外ニアルノミナラズ、是等財産ニ對スル必要ナル處分ヲ命ジ得ル權限ヲ缺イテ居ルノデアリマス、又海外資金調達ノ爲ニスル外貨資産等ノ處分命令等ニ關係アル事項ニ付キ報告ヲ徵取シ、或ハ檢査ヲ執行スルコトモ出來ナイノデアリマス、故ニ斯ル諸缺陷ハ何レモ爲替管理ノ完全ナル遂行ノ爲ニハ障礙ヲ爲スモノデアリマスルカラ、速ニ之ヲ是正致シタイト存ズルノデアリマス

次ニ金ノ輸出ニ付テハ、從來外國爲替管理法ニ基キ、大藏省令ヲ以テ金ノ輸出竝ニ其豫備ヲ取締シテ參リマシタ所、先頃現行ノ外國爲替管理法ノ規定ニ依リマシテハ、大藏省令ニテ金輸出ノ豫備ヲ取締リ得ナイ旨ノ大審院ノ判決ガアリマシテ、解釋上疑義ヲ生ジテ參リマシタノデアリマス、併ナガラ金輸出ノ取締ニ付キマシテハ其實行行爲ノミナラズ、豫備行爲ノ取締ヲモ致サナ

ケレバ其效果ヲ擧グルコトガ極メテ困難ナルノデアリマス、而シテ最近ノ事情ノ變化ニ基キ、密輸出ガ行ハル、疑ガアリマシノデ、此際金密輸出ノ豫備ヲモ取締リ得ルコトヲ明瞭ニ致シ、同法ノ圓滑完全ナル運用ヲ圖リタイト存ズルノデアリマス

以上五件ニ關シ何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○川崎委員長 御諮リヲ申上ゲマスガ、只今ノ大藏大臣ノ説明ニ對シマシテ、質疑ハ明日ニ延バスコトニ致シ、是カラ本件ノ審議ニ必要ナル資料ノ提供ヲ求メルコトニ致シマシテ、本日ハ散會ヲ致シタイト心得マス、如何デゴザイマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○川崎委員長 御異議ガゴザイマセスケレバ左様決定致シマス

○中島委員 資料ノ提供ヲ願ヒマス、法人ノ新設、拂込、合併ノ月別調ヲ金額デ願ヒマス、第二ガ法人ノ社債、借入金ノ本年ノ月別ノ金額、ソレカラ金融機關ノ預金ノ金額ト貸出金額、以上ハ軍需工業、輸出工業及ビ其他ノ一般事業ニ區別サレテ願ヒマス、以上ハ本年上半期ト前年上半期トノ比較對照表ニシテ戴キタイ、ソレカラ在外資金ノ所有者別ノ明細書ヲ戴キタイ、ソレカラ法

人ノ十萬圓、二十萬圓、三十萬圓、四十萬圓、五十萬圓、六十萬圓、七十萬圓、八十萬圓、九十萬圓、百萬圓、二百萬圓、五百萬圓、一千萬圓ト云フヤウニ致シマシテ、其各資本金ヲ持ッテ居ル現在ノ數ト、資本金額ヲ未拂込ト拂込トニ分ツテ明ニシテ戴キタイ、ソレカラ鐵、石油、「ニッケル」、滿鐵、錫、其他即チ軍需工業ニ付テ必要ナル資源ノ未開發ノ鑛區ノ數、ソレカラ昭和九年、十年、十一年、十二年、此四箇年間ニ互リマス所ノ日本ニ於ケル生産高ト輸入高ト消費ノ數、ソレカラ將來ニ於ケル推定消費ヲ、十二年度豫算ヲ施行スル上ニ於ケル推定消費ト、ソレカラ此間ノ五億ノト今度提出サレタ二十何億ノ豫算ヲ施行スル上ニ於ケル是等ノ資源ノ推定消費數量、是ダケヲ願ヒマス

○小笠原委員 此臨時資金調整法ノ中ノ命令ガ非常ニ多イノデスガ、命令事項ガ出來テ居レバ其命令案ヲ一ツ御示シテ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ參考資料トシテ、輸入品ノ中デ政府ガ必要ト認メタ品物ハ何デアルカ、其金額ガドレダケデアルカト云フコトヲ一ツ御調ヲ願ヒタイ、ソレカラモウ一ツハ生産力擴充ノ爲ノ計畫案ガ立ッテ居ルダラウト思フノデスガ、ドノ事業ヲ必要

ト認メテ、ドレダケノ生産ヲ擧ゲテ、ドレダケノ資金ヲ使ハウトスル御見込デアアルカト云フコトノ御調ガアレバソレヲ御示シテ願ヒタイト思ヒマス

○森田委員 一寸今ノ小笠原君ノ要求サレタ資料ニ關聯シテデスガ、私ハ此五法案ノ全部ノ省令要綱ヲ御出シテ願ヒタイト思フ、其方ガ皆便利ガ好イト思フ、ソレカラ郵便貯金ノ現在高及ビ是ガ放資シテアル方面、ドウ云フ方面ニ幾何放資シテアルカト云フコトト、保險會社ガ遊金ヲドレ位持ッテ居ッテ、銀行預金ヲドレ位シテ居ッテ、公債ヲドレ位持ッテ居ルカ、信託會社、銀行各、ノ分ヲ願ヒマス、是ダケ御調ヲ願ヒタイト思ヒマス

○笠井委員 資料ノ御提出ヲ願ヒマス、重要工業ノ中ノ飛行機工業ノ現在ノ趨勢ヲ調べテアルト思ヒマスガ、ソレノ資本、會社ノ名前、之ニ對スル従業員、サウ云フ風ナ明細ノモノヲ出シテ戴キタイト思ヒマス

○松田(正)委員 只今森田君ガ要求サレマシタノヲ、私ハ月別ニシテ戴キタイ、ソレカラモウ一ツハ、今年一月カラノ株式ノ高低、即チ此事變ニ依ッテ非常ナル變動ガアッタ、ソレヲ分ルヤウナ方法デ御提出ヲ願ヒタイ

○中島委員 出征軍人ニ對スル租稅ノ減免

ノコトニ付キマシテ、各租税別ニ歳入ノド
レ位ナ減少ニナルカ、ソレヲ一ツ御出シヲ
願ヒマス

○小池委員 是ハ拓務省ノ當局ニ御願スル
ノデアリマスガ、樺太廳カラ民間ノ「バルプ」
製造會社ニ拂下ゲタ「バルプ」ノ數量ト單價
ヲ知リタイト思ヒマスガ、昭和九年、十年、
十一年、十二年ト云フ風ニ分レバ結構デア
リマス

○馬場委員 軍事扶助法ニ依ッテ扶助ヲ受
ケタ者ノ數、或ハ其扶助ノ内容、戸數其
他全般ニ互ッテ軍事扶助法ノ適用セラレマ
シタ結果ヲ、統計デモアリマスレバ御示
シヲ願ヒタイ、是ハ内務省ニオ出デニナラ
ナケレバアルマイルト思ヒマスガ、一ツ御願
致シマス

○松田(喜)委員 關聯シテ居リマスカ
ラ……、只今御要求ニナリマシタノハ、今日迄
ノハ分リマスガ、或ハ今後ノ動員計畫ニ依ッ
テ、ドノ程度ト云フコトハ言ヘヌト思ヒマ
スガ、或ハ此倍ニナッタナラバ何ボ、三倍
シタナラバ何ボト居フヤウニ、其見込ヲ御
知ラセ願ヒタイ、只今御要求ニナッタ材料
ヲサウ云フ風ニシテ貰ヒタイ

○馬場委員 序デニ關係法規等モ若シアリ
マスナラバ一緒ニ一ツ頂戴シタイト思ヒマ

ス

○中島委員 此間ノ賀屋大藏大臣ノ金融評
議會ニ於ケル御答辯ノ中ニ、會計規則ノ改
正即チ前拂制度ノ會計規則ヲ改正セラレル
ヤウナコトガアリマシタガ、ソレガ出來テ
居レバ其内容ヲモ併セテ示シテ貰ヒタイ

○川崎委員長 大體御要求ハモウ是ダケノ
ヤウデアリマス、政府ニ要求致シマスガ、
只今ノ資料ハ委員長ガ承ッテ居リマスト直
チニ御回答ノ出來ルモノモアルト思ヒマ
ス、併シ中ニハ中々困難ナ計數モアルヤウ
ニ存ジマスガ、併シ是ハ審議ノ必要上急ヲ
要シマス爲ニ、洵ニ御迷惑ノヤウデアリマス
ケレドモ、出來ルダケ早ク御提出ヲ御願シ
タイノデアリマス、之ヲ御要求シテ置キマ
ス、サウ致シマスト本日ハ是デ散會ヲ致シ
マシテ、明日ハ甚ダ御迷惑デアリマスガ、
勉強ヲ願ヒマシテ午前正九時カラ開會ヲ致
シマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス

午後七時四分散會

昭和十二年九月五日印刷

昭和十二年九月六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局